

東京都板橋区保菌者検索事業実施要綱

(平成 26 年 3 月 17 日区長決定)

最終改正 令和 5 年 7 月 14 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、腸管出血性大腸菌及びサルモネラについて、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散発患者の発生動向調査を実施する保菌者検索事業について必要な事項を定め、もって食中毒の未然防止並びに散発型集団発生食中毒の早期発見及び発生原因の究明を目的とする。

(事業内容)

第 2 条 保菌者検索事業とは、以下に掲げるものとする。

1 無症状病原体保有者調査

食中毒の多発時期に実施される夏期特別勧奨検査検便等により発見された腸管出血性大腸菌及びサルモネラを保有する無症状の食品取扱従事者に対し、行動、喫食等（以下「行動等」という。）の調査を行い、食品の取扱いに必要な措置を実施するとともに、その結果を東京都に提供する。

また、疫学的性状検査を行うために、病院又は検査機関が保有するふん便由来菌株（以下「菌株」という。）を東京都健康安全研究センター（以下「健康安全研究センター」という。）に搬入する。その結果については報告を受け、必要に応じて、保菌者の食品取扱いに関し必要な措置を行う。

2 散発患者発生動向調査

腸管出血性大腸菌及びサルモネラの散発患者に対し、行動等の調査を行うとともに、菌株を健康安全研究センターに搬入し、疫学的性状検査を実施する。

また、散発患者並びに無症状病原体保有者の行動等調査結果及びふん便由来菌株の疫学的性状検査結果を総合的に集計解析することにより、散発型集団発生食中毒の早期発見及び発生原因を究明する。

(実施機関)

第 3 条 この要綱に定める事業は健康生きがい部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）が実施する。なお、菌株の疫学的性状検査は東京都との協力事業の一環として、健康安全研究センターで実施する。

(実施方法)

第 4 条 実施方法は以下のとおりとする。

1 無症状病原体保有者調査

(1) 対象者

区内の次の業種に従事する者を対象とする。

ア 飲食店営業のうち、すし、仕出し、弁当、そば又は焼肉を主に提供する施設

イ 食肉処理業

ウ 食肉販売業

エ 魚介類販売業

オ 豆腐製造業

カ 食鳥処理事業

キ 集団給食施設（ただし、学校給食を除く。）

ク その他、保健所長が必要と認めるもの

(2) 施設名簿の作成

生活衛生課は調査時に支障が出ないように、上記の(1)の台帳等を整備し、名簿を作成する。

(3) 検体の採取及び検査

生活衛生課は次の業務を実施する。

ア 事業への協力依頼

調査対象施設の営業者又は集団給食施設の管理者に対し、文書等により協力を依頼するとともに、関係者団体、営業者の事業組合等に事業への協力を求める。

イ 採便管の配付

夏期の業態別一斉食品衛生検査時等に採便管を配布し、ふん便の採取、各健康福祉センターへの提出を依頼、促進する。

ウ 菌株の確保及び送付について

検査機関において検出された菌株については、当該検査機関に専用の検体運搬用容器を郵送で送り、健康安全研究センターへの郵送を依頼する。

エ 検査結果は必要に応じて、当該医療機関、検査機関に通知する。

(4) 健康生きがい部感染症対策課（以下「感染症対策課」という。）との連携について

生活衛生課は感染症対策課から腸管出血性大腸菌及びサルモネラの検出情報を受けたときは、以後連携して行動等の調査を行うものとする。また、東京都より菌株の検査結果の提供を受けた時も、必要に応じて協議等を行う。

(5) 検査結果に基づく措置

生活衛生課はサルモネラを検出した食品従事者について、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の規定による公衆衛生上必要な措置の基準に基づき措置する。

(6) 情報の収集

生活衛生課は次に掲げる情報を収集する。

- ア 腸管出血性大腸菌及びサルモネラの無症状病原体保有者に関する行動等の調査結果
- イ 無症状病原体保有者から分離された腸管出血性大腸菌又はサルモネラの菌株について健康安全研究センターが実施したDNA解析等疫学的性状検査結果
- ウ 八王子市、町田市及び他の特別区が実施した本調査と同種調査の実施結果

2 散発患者発生動向調査

(1) 菌株の送付及び検査

散発患者から分離された腸管出血性大腸菌又はサルモネラの菌株について、医療機関で検出されたものについては、担当主治医の了解を得た後に菌株を確保し、健康安全研究センターに送付する。

検査機関で検出された菌株については、担当主治医の了解後、登録検査機関に専用の検体運搬用容器を送り、郵送で健康安全研究センターへの送付を依頼する。

健康安全研究センターは菌株のDNA解析等の疫学的性状検査を実施する。また、食中毒関連の調査で送付したふん便から分離された腸管出血性大腸菌またはサルモネラの菌株についても同様の扱いとする。

(2) 情報の収集

生活衛生課は次に掲げる情報を収集し、整理する。

- ア 実施した腸管出血性大腸菌及びサルモネラの散発患者等に関する症状、行動等の調査結果
- イ 散発患者等から分離された腸管出血性大腸菌又はサルモネラの菌株について健康安全研究センターが実施したDNA解析等疫学的性状検査結果
- ウ 東京都、他の特別区、八王子市及び町田市が実施し、東京都がまとめた本調査と同種調査の実施結果

(情報解析及び情報提供)

第5条 情報の解析及び解析結果の取り扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 生活衛生課は、無症状病原体保有者調査結果及び散発患者発生動向調査結果の情報に基づく集計、解析結果等から東京都保健医療局食品監視課が作成した食中毒発生動向情報（以下「都情報」という。）を受理し、情報を解析する。
- (2) 生活衛生課は、必要に応じて営業者及び食品関係団体に都情報を提供し、個人の衛生確保のための検便の奨励と、これに基づく自主的衛生管理の推進

を図る。

- (3) 生活衛生課は、(1)の解析の結果、散発型集団発生食中毒と判断した場合は直ちに関係機関と連携し必要な措置を行う。

(個人情報)

第 6 条 本事業の実施にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和 4 年板橋区条例第 54 号）及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例施行規則（平成 9 年板橋区規則第 19 号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(東京都の連携及び協力)

第 7 条 本事業は東京都からの協力依頼に基づき、連携及び協力して行うものとする。

(その他)

第 8 条 本要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、保健所長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は平成 26 年 3 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 5 年 7 月 14 日から施行する。